

# 日常生活賠償

ご利用には  
事前にご予約が  
必要です。



日常生活における国内外で発生した『法律上の損害賠償責任』からご家族みんなを補償サポート

最高  
3億円  
補償

弁護士による  
示談交渉  
サービス

会員様死亡時  
100万円  
補償

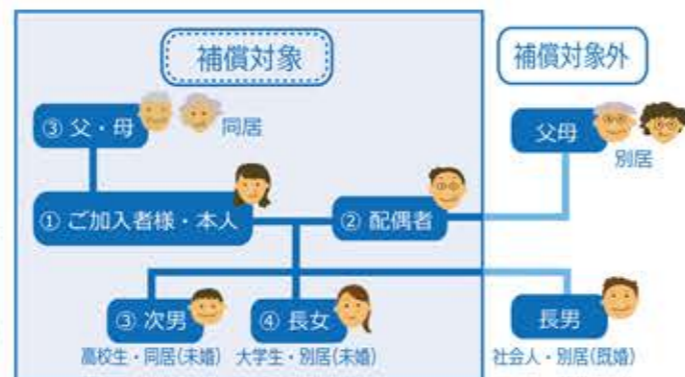
## 最高3億円 安心の保証内容

日常生活の事故により他人の生命または身体を害したり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額および判決による遅延損害金について、最高3億円を限度とし、日常生活賠償補償をお支払いします。

## 補償の対象となる方（被保険者）の範囲

### ▶▶ 補償の対象（被保険者）

- ① 会員ご本人様（※1）
- ② 会員ご本人様の配偶者様
- ③ 会員ご本人様または配偶者様と同居の親族（※2）
- ④ 会員ご本人様または配偶者様と同居の未婚（※3）のお子様
- ⑤ ①から④までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（※4）。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。



※1 傷害補償の対象となる方は会員ご本人様のみとなります。  
 ※2 親族とは会員ご本人様の6等身以内の血族、または3等身以内の姻族をいいます。  
 ※3 未婚とは婚姻歴がない方の事をいいます。婚姻歴がある方は対象外となります。  
 ※4 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者の条件として、責任無能力者の親族に限ります。

## ■ 事故の補償対象例

<p>自転車で走行中 歩行者にぶつかり ケガをさせた。</p>	<p>友人宅にて子供が遊んでる うちにテレビにぶつかって 倒し、壊してしまった。</p>
<p>ゴルフプレイ中、打った 球が一緒にラウンドして いた友人に当たって しまい、友人にケガをさ せてしまった。</p>	<p>お店の商品を 誤って壊してしまった。</p>
<p>通勤途中、駅の階段で 足を滑らせて転び、 他人を巻き込んで ケガをさせた。</p>	<p>子供同士で遊んでいて 相手にケガをさせた</p>
<p>自宅ベランダから 物を落としてしまい、 駐車中の他人の車に 傷をつけた。</p>	<p>水漏れを起こし、階下の 住人の家電製品などに 損害を与えてしまった。</p>

実際に負担した次の費用もあわせてお支払いします。

損害  
防止費用

権利保存  
行使費用

緊急措置  
費用

示談  
交渉費用

争訟費用

## 後遺障害・死亡補償あり（加入者様本人のみ）



突然の交通事故により、ご加入者様に後遺障害が生じた際や死亡された際、保険金をお支払いいたします。

ご加入者様の身に万が一があった際にも補償サポートいたします。

【重要事項】 ケガの補償と個人賠償責任補償の詳細などについては次ページ以降をご確認ください。